

事務連絡
令和元年10月18日

各都道府県山地災害担当課長 様

林野庁森林整備部
治山課長

激甚災害の指定見込み公表に伴う災害関連緊急治山等事業の申請について

令和元年台風第19号による災害について、激甚災害の指定見込みが公表されたことに伴い、災害関連緊急治山等事業の採択要件が緩和されることとなります。通常、災害復旧の緊急性に鑑み、災害関連緊急治山等事業計画書（以下、「計画書」という）の提出は、災害関連緊急治山等事業実施要領において、当該災害発生後20日以内と定められているところですが、採択要件の緩和にかかる計画書については、激甚災害指定が災害発生から一定の日数がかかることを踏まえ、提出を政令による激甚災害指定後20日以内とします。

また、被害が甚大で、速やかに被害調査を実施することが極めて困難な場合には、災害対策班まで相談願います。

なお、激甚災害の指定見込みが公表されたことに伴い、林地崩壊防止事業の申請が可能となっていることを申し添えます。

担当
林野庁治山課
災害対策班 水野課長補佐